

第1条 目的

医療法人豊田会が開設する介護老人保健施設ハビリスツ木（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護保険施設サービスを提供することを目的とする。

第2条 適応範囲

介護保険 施設サービス事業に適用する。

第3条 主管部署／管理部署

主管部署／管理部署は介護老人保健施設ハビリスツ木事務部とする。

第4条 運営の方針

4. 1 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
4. 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
4. 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。
4. 4 当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
4. 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
4. 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

第5条 施設の名称及び所在地等

当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施 設 名 介護老人保健施設ハビリスツ木
- (2) 開 設 年 月 日 平成 11 年 1 月 5 日
- (3) 所 在 地 愛知県刈谷市一ツ木町 4 丁目 4 1 番地 4
- (4) 電 話 番 号 0566-29-3611 F A X 番号 0566-29-3621
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2352980003 号)

第6条 従業者の職種、員数及び職務の内容

当施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（医師と兼務）
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

医 師	1.46名以上(管理者を含む)【常勤換算】
薬剤師	0.49名以上【常勤換算】
看護職員	14名以上【常勤換算】
介護職員	35名以上【常勤換算】
支援相談員	4名以上【常勤換算】
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	1.46名以上【常勤換算】
管理栄養士	1名以上
介護支援専門員	2名以上
従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たる。	
事務職員	4名以上
従業者は、必要な事務を行う。	

第7条 入所者定員

当施設の入所定員は、146人(内、認知症専門棟30人)とする。

第8条 介護老人保健施設のサービス内容

当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学管理の下における看護・介護ならびに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理とする。

第9条 利用者負担の額

利用者負担の額を以下のとおりとする。

9. 1 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
9. 2 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日用品費、教養娯楽費、理美容代、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、重要事項説明書に記載の料金により支払を受ける。
9. 3 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、別途資料(重要事項説明書)をご覧下さい。

第10条 施設の利用にあたっての留意事項

10. 1 従業者は、利用者に対して従業員の指示にしたがってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
10. 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないようする。
 - (2) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

第11条 非常災害対策

施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

第12条 職員の服務規律

12. 1 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇

施設サービス運営規程

分類番号 HB 事務-M0016

版 数 24

頁 3/4

すること。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

第13条 その他運営についての留意事項

- 13.1 施設職員の資質を向上させるため、その研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用時オリエンテーションにて研修
- (2) 繼続研修、勉強会 年10回以上
- 13.2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 13.3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 13.4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人豊田会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第14条 虐待の防止のための措置

- 14.1 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図ることものとする。
- 14.2 施設における虐待防止のための指針を整備するものとする。
- 14.3 施設において、介護職員その他の従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施するものとする。
- 14.4 前14.3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

第15条 改訂履歴表

版数	年 月 日	改訂内容／理由
00	平成 12 年 04 月 01 日	新規制定
01	平成 13 年 01 月 01 日	従業者の員数の変更
02	平成 13 年 04 月 01 日	従業者の員数の変更
03	平成 16 年 06 月 01 日	従業者の員数・入所定員の変更による改訂
04	平成 17 年 04 月 01 日	書式・従業者の員数の変更に伴う改訂
05	平成 17 年 10 月 01 日	介護保険法改正に伴う改訂・個人情報保護に関する追記
06	平成 18 年 04 月 01 日	介護保険法改正に伴および従業者の員数
07	平成 19 年 04 月 01 日	従業者の員数の変更
08	平成 20 年 04 月 01 日	従業者の員数の変更
09	平成 20 年 05 月 03 日	市の区画整理事業による住所地番の変更
10	平成 21 年 04 月 01 日	介護保険法改正に伴および従業者の員数

施設サービス運営規程

11	平成 22 年 04 月 01 日	従業者の員数の変更
12	平成 23 年 07 月 01 日	加算の追記ならびに従業者の員数の変更
13	平成 24 年 04 月 01 日	介護保険法改正に伴および従業者の員数
14	平成 24 年 12 月 01 日	入所定員変更に伴う改訂
15	平成 25 年 04 月 01 日	従業者の員数の変更
16	平成 26 年 07 月 01 日	従業者の員数の変更
17	平成 27 年 04 月 01 日	従業者の員数の変更
18	平成 28 年 07 月 01 日	従業者の員数の変更
19	平成 29 年 04 月 01 日	加算の追加・従業者の員数の変更
20	平成 30 年 07 月 01 日	加算の追加・従業者の員数の変更
21	令和元年 07 月 01 日	従業者の員数の変更
22	令和 2 年 07 月 01 日	従業者の員数の変更
23	令和 03 年 07 月 01 日	従業者の員数の変更、第 14 条の追加
24	令和 03 年 09 月 01 日	第 8 条の加算内容の項目の削除

第 16 条 決裁欄

承 認 企画本部長	照 査 施設長	作 成 事務部
田中	三浦	鈴木